

美原体育館

利用料金

令和2年4月1日からの新料金

専用利用

(単位：円)

区分			午前 9:00～12:00	午後1 13:00～15:00	午後2 15:00～17:00	夜間 17:30～21:00	
第1 体育室	一般	全面	平日	6,100	4,900	4,900	11,000
			休日等	7,320	5,880	5,880	13,200
			冷暖房加算額	2,440	1,960	1,960	4,400
		半面	平日	3,050	2,450	2,450	5,500
			休日等	3,660	2,940	2,940	6,600
			冷暖房加算額	1,220	980	980	2,200
	高齢者 生徒等	全面	平日	3,050	2,450	2,450	5,500
			休日等	3,660	2,940	2,940	6,600
			冷暖房加算額	1,220	980	980	2,200
		半面	平日	1,525	1,225	1,225	2,750
			休日等	1,830	1,470	1,470	3,300
			冷暖房加算額	610	490	490	1,100
第2 体育室	一般	平日	1,250	1,000	1,000	2,900	
		休日等	1,500	1,200	1,200	3,480	
		冷暖房加算額	500	400	400	1,160	
	高齢者 生徒等	平日	600	500	500	1,450	
		休日等	720	600	600	1,740	
		冷暖房加算額	240	200	200	580	
会 議 室	平日	600	500	500	1,450		
	休日等	720	600	600	1,740		
	冷暖房加算額	240	200	200	580		

○冷房期間は5月15日から10月15日、暖房期間は12月1日から3月20日です。

○「休日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

○「高齢者・生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用します。

1. 利用者全員が18歳以下（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む）の場合。
2. 学校教育活動（大学を除く）において使用する場合。
3. 利用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合。

○入場料を徴収する場合は、堺市立体育館条例施行規則に定められた額を徴収します。

○美原体育館附属設備を利用する場合は、下記に掲げる利用料を徴収します。

※但し 美原体育館専用(団体)利用者に限り貸出を行います。長机5脚、補助椅子20脚までは無料です。

○利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者である場合は、この表の「一般」または「高齢者・生徒等」料金の半額とします。ただし、10円未満の料金は切り上げます。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規程に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ・「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳を所持する者。

美原体育館附属設備の利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	510
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
フロアシート	1枚	1回	50
審判台	1台	1回	110
得点板	1台	1回	110
卓球用得点板	1台	1回	50
卓球用フェンス	1枚	1回	30
スポーツタイマー	1台	1回	510
バスケットボール用オフィシャル (デジタイマー)	1式	1回	110
ファウル表示器	1式	1回	110
トランポリン (競技用)	1台	1回	1,560
トランポリン (練習用)	1台	1回	1,030
マット (ロング)	1枚	1回	110
マット (ショート)	1枚	1回	50
移動柔道畳	1枚	1日	10

○この表において1回とは、午前・午後・夜間のうちいずれか1つの時間帯です。

美原体育館 共用 (個人) 利用

◇利用料金 (1人1種目1回)

一般	220円
高齢者・生徒等	110円
一般 (障害者手帳所有者)	110円
高齢者・生徒等 (障害者手帳所有者)	60円

◇時間区分

卓球室	トレーニング室
9:00～11:00	9:00～21:00
11:00～13:00	
13:00～15:00	
15:00～17:00	
17:00～19:00	
19:00～21:00	

○左の表において「1回」とは、右の表の時間区分における利用基本回数をいいます。

○トレーニング室の利用はトレーニング講習を受講後に発行される「トレーニング講習修了証」が必要です。

○第1体育室・第2体育室の共用利用については美原体育館にお問い合わせください。